

○ 電子開示情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令（平成十四年内閣府令第四十五号）

改正案	現行
<p><b>【第一号様式】</b></p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格 A4） 届出日：平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">電子開示システム届出書</p> <p style="text-align: center;">財務（支）局長 殿</p> <p>電子開示システム（法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織をいう。以下この様式において同じ。）により電子開示手続又は任意電子開示手続を行いたいので、添付書類(2)とともに電子開示システムに係る届出をいたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 仮番号(3)</li> <li>2. 届出者の名称又は氏名(4)</li> <li>3. 代表者の役職氏名(5)</li> <li>4. 設立日又は生年月日(6)</li> <li>5. 本店所在地又は住所(7)</li> <li>6. 電話番号等(8)</li> <li>7. 連絡場所(9)</li> <li>8. 連絡先電話番号(10)</li> <li>9. 連絡先電子メールアドレス(11)</li> <li>10. 資本金又は出資の額(12)</li> <li>11. その他(13)</li> </ol> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>電話番号等</u> 届出者が法人である場合には、<u>当該法人の電話番号等</u>（対外的な窓口となる電話番号）を記載すること。</p> <p>(9)～(11) (略)</p> <p>(12) <u>資本金又は出資の額</u> 届出者が法人である場合には、<u>当該法人の資本金又は出資の額</u>を記載すること。</p> <p>(13) <u>その他</u> その他記載すべき事項があれば記載すること</p>	<p><b>【第一号様式】</b></p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格 A4） 届出日：平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">電子開示システム届出書</p> <p style="text-align: center;">財務（支）局長 殿</p> <p>電子開示システム（法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織をいう。以下この様式において同じ。）により電子開示手続又は任意電子開示手続を行いたいので、添付書類(2)とともに電子開示システムに係る届出をいたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 仮番号(3)</li> <li>2. 届出者の名称又は氏名(4)</li> <li>3. 代表者の役職氏名(5)</li> <li>4. 設立日又は生年月日(6)</li> <li>5. 本店所在地又は住所(7)</li> <li>6. 電話番号(8)</li> <li>7. 連絡場所(9)</li> <li>8. 連絡先電話番号(10)</li> <li>9. 連絡先電子メールアドレス(11)</li> </ol> <p>(新設)</p> <p>10. <u>その他(12)</u> (記載上の注意)</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>電話番号</u> 届出者が法人である場合には、<u>法人の代表番号等</u>（対外的な窓口となる電話番号）を記載すること。</p> <p>(9)～(11) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(12) <u>その他</u> その他記載すべき事項があれば記載すること。</p>